

「二重投稿 (duplicate submission) について

同じ内容の論文（投稿中のもの、受理されたものも含む）を二度以上投稿することは、二重投稿とみなされます。機関誌委員会では、International Committee of Medical Journal Editors の規定(2010年7月改訂)を参考に、査読の時点で違反が認められた場合、不採用といたします。また、既に掲載された論文が二重投稿であることが判明した場合は、委員会で審議の上、採用を取り下げさせていただきます。

投稿された論文が以下の場合には注意を要します。

- 1) 著書、商業誌などに既に原著形式で発表されている場合には、その一部に多少の変更あるいは追加があっても、同一内容であれば二重投稿とみなされます。ただし、学会発表の抄録、研究会の会議録・記録集は二重投稿とみなされません。
- 2) 専門領域の異なる雑誌に同一内容の論文を発表する場合。
- 3) 同一内容の論文を異なった言語で発表する場合。

但し次の場合は投稿が認められる可能性がある。

- 1) 同時掲載することが、公衆衛生上有益であると判断された場合。
- 2) 内容が、治療技術の大きな進展にかかわる場合。
- 2) 外国語誌にすでに掲載された論文で、本誌に日本語で再投稿を希望する場合。ただし、オリジナル誌の承認を得た上で、オリジナルに改変を加えずそのまま日本語表記として、その出典と二次出版物であることを論文に明記すること。編集委員会の審査により採択を認められれば資料として掲載される。(12.二次出版の項参照)